

1. 保育所とは

保育所とは、家族が働いている、病気であるなどの理由から家庭で保育ができない場合に、お子さんを保育する児童福祉施設です。

保育所での保育を希望する場合は、父母それぞれの「保育の必要な理由」がわかる証明書などを村へ提出する必要があります。保育所の申込み方法や利用者負担（保育料）などは法律の定めに基づいています。

2. 入所基準について

次の要件をすべて満たしている場合に、保育所へ入所を申込みことができます。

受け入れ年齢は満1歳～満5歳を基本とし、

- ①児童の住所が下條村にあること。
- ②児童の保護者(父母)が別冊・参考資料に記載のいずれかの理由に該当する場合。
- ③3歳未満児の場合、おおむね離乳食が完了していること。

※0歳児については、入園前に所長、栄養士が食事の様子を確認をいたします。

☆育児休業終了による職場復帰・保育の利用を予定している保護者の方へ

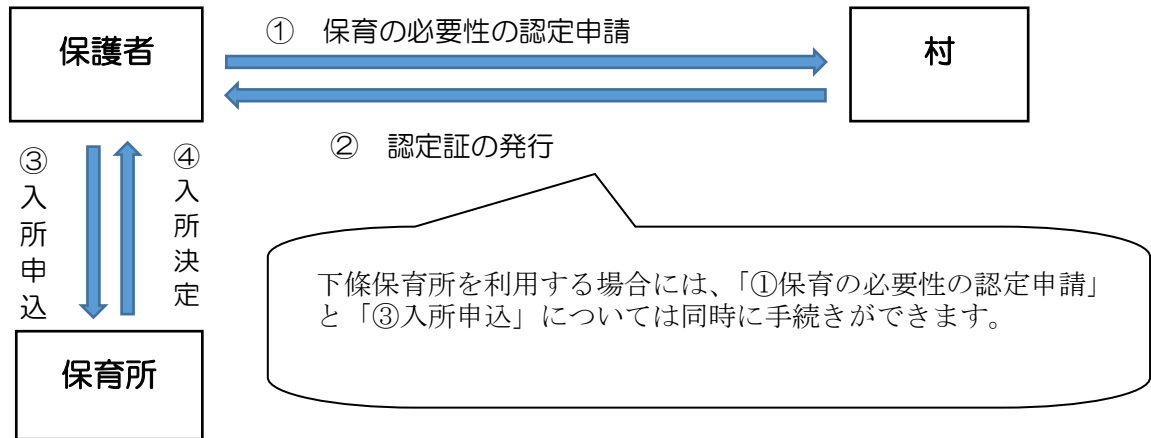
お子さんの離乳食の状況や入所児童数等により、ご希望の時期に保育所が利用できない場合がございます。

その際には、通常の入所申込手続きを行っていただいたうえで、村から不承諾通知を発行いたします(この通知は、職場での育児休業延長手続き等で必要になる場合がございます。)

その後、入所のめどがたちましたところで、正式な入所決定を行い、入所準備・ならし保育の実施等をいたします。

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

3. 保育所の利用の流れ



保育所等の利用を希望する場合は、まず村に申請を行い「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

「保育の必要性の認定」とは・・・児童の保護者が入所要件に該当するために家庭での保育ができず、保育所等での保育が必要であると認められる家庭に対し、村が認定するものです。

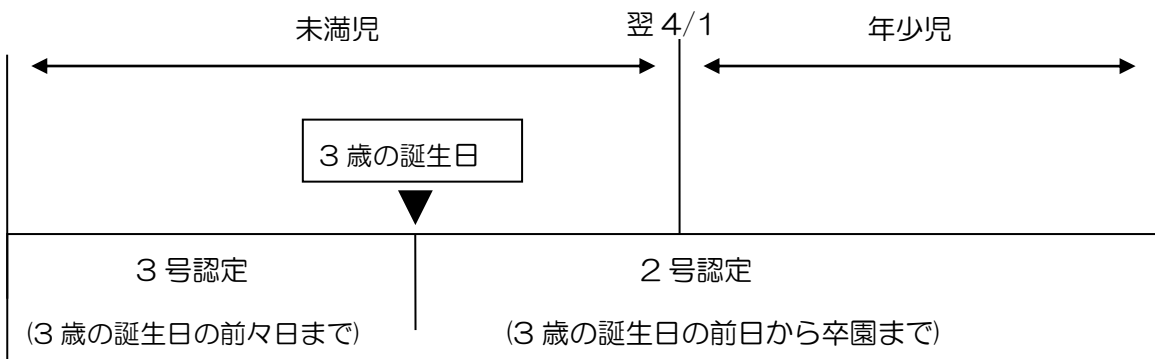
教育・保育認定の認定区分

保育の利用希望の有無や子供の年齢によって3つの認定区分に分けられます。

- ① 1号認定(教育標準認定)・・・幼稚園等での教育を希望する3歳以上の子ども
- ② 2号認定(保育認定)・・・保育を必要とする3歳以上の子ども
- ③ 3号認定(保育認定)・・・保育を必要とする3歳未満の子ども

※保育認定は4月1日の年齢を基準とします。

※未満児の場合、3歳に到達する年度については、年度の途中で3号認定から2号認定へと切り替わりますが、保育料は変わりません。



認定期間

原則として、3歳以上児は認定日から小学校入学前まで、3歳未満児は認定日から満3歳に達する日の前々日までとなります。(※入所期間とは異なります。)

ただし、

- ・妊娠中、出産後・・・出産月の前後3カ月のうち必要な期間
- ・求職活動・・・入所日から90日目の月の末日まで
- ・育児休業取得時に既に保育所を利用している児童がおり、継続利用が必要と認められる場合・・・育児休業の対象となる児童が1歳に到達するまでの期間

となります。また、このほかの事由についても、家庭の状況の変化に応じて、認定期間が変わることがあります。

保育時間

1カ月の就労時間等によって「保育短時間」と「保育標準時間」の2つの区分に分けられます。そして、保育の認定申請の際に提出していただいた書類をもとに、どちらかの保育時間の区分に認定されます。

「保育短時間」・・・1日最大8時間までの利用

※8時間を超える場合は延長保育料がかかります。

「保育標準時間」・・・1日最大11時間までの利用

保育短時間に区分される事由	保育標準時間に区分される事由
<ul style="list-style-type: none">・就労(共働き世帯で、両親のいずれか又は両方の1ヶ月の労働時間が64時間以上120時間以内)・求職活動・育児休業中であって保育の必要が認められるとき	<ul style="list-style-type: none">・就労(共働き世帯で、両親とも1ヶ月の労働時間が120時間以上)・妊娠中、出産後・災害復旧・虐待、DVのおそれがある場合

※上記以外の事由による保育所の利用の場合は、家庭の状況に応じて、どちらかの時間区分に認定されることとなります。

なお、保育標準時間に区分される事由に該当する方でも、保育短時間を希望する場合には、その旨を申請書に記載していただくことで、保育短時間の区分で認定を受けることができます。

また、保育短時間に区分される事由に該当する方が、保育標準時間を希望することはできません。

入所期間

3歳以上児・・・入所～小学校入学前の年度末まで

一度入所すると、毎年度の入所申込みは不要です。

※年に一度、ご家庭のご様子をお伺いする「現況届」の提出をお願いします。

3歳未満児・・・入所～その年度の年度末まで

年度単位の入所となるため、毎年度入所申込みが必要です。

4. 提出書類について

①支給認定申請書兼施設利用申込書兼児童台帳…（入所児童1人につき1枚）

・申請書の「①世帯の状況」について

世帯分離している場合も、同居(同一敷地内居住も含む)している家族全員分を記載してください。

単身赴任等で同居していない家族がいる場合も氏名を記載し、右側備考欄に別居の旨と理由(「別居(単身赴任中)」など)を記載してください。

・申請書の「②利用を希望する期間」について、

(3歳未満児) 令和4年4月1日～令和5年3月31日までのうちの希望する期間を記入してください。

(3歳以上児) 令和4年4月1日～令和7年3月31日(小学校就学始期)に達するまでのうち、利用を希望する期間を記入してください。

・申請書裏面のお子さんの健康・発育状況について記入してください。

②必要書類（添付書類）

申請理由によって必要な書類が異なりますので、記入例と併せて、別冊・「参考資料」をご確認ください。

③口座振替依頼書(新規入所の未満児のみ)

今までに保育所を利用したことがない、または保育料の口座振替を利用したことがないご家庭につきましては、ご提出ください。

3歳以上児は保育料が発生しませんので提出は不要です。

5. 今後の日程

◎申請書の提出について

- ・受付期間 令和4年1月7日（金）まで
- ・受付場所 下條保育所（平日の午前8時～午後5時15分）

※来年度、年少・未満児で保育所を利用希望の方は提出をお願いします。

※年度の途中から入所を希望される方については、入所希望月の2か月前から申込書の受付をいたします(例：令和4年8月～希望→令和4年6月から受付)。

ただし、3歳未満児については、例年入所希望者が多い状況です。希望者数の把握のため、保育の利用が見込まれた時点で、あらかじめご相談をいただきますようお願いいたします。

◎認定証の送付について

保育の必要性の認定申請をされた方に対しては、原則30日以内に支給認定を行い、認定証を送付します。ただし、申請が集中する時期においては、審査に時間を要するため、この限りではありません。

来年度4月入所の申込みの方の認定証は、2月上旬頃に送付予定ですのでご承知おきください。

◎新入園児の一日入園（入所説明会）

期 日	令和4年2月10日（木）
場 所	下條保育所 ゆうぎ室
時 間	午前9時30分～11時頃まで
内 容	・入所に必要な用品注文 ・保育所の説明等
持ち物	大人・・・筆記用具、スリッパ 子ども・・・上履き

6. その他

- ・妊娠・出産、求職活動理由での未満児保育希望者の場合は、定員を踏まえ、個々に入所調整をさせていただきます。
- ・年度途中入所の場合、仕事復帰日等、予定が決まっている方から随時受付を行います。利用希望のある方は早めの申込みをお願いします。
特に、3歳未満児については定員に達し受け入れができない場合もありますので、お早めに保育園へ連絡をしてください。
- ・状況によっては入所時期を遅らせていただいたり、村外の保育所への入所をご検討いただいたりすることがあります。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくをお願いいたします。

7. 下條保育所の開所時間について

開所時間 平日…午前7時20分～午後7時

土曜日（第1・3・5）…午前7時20分～午後6時

土曜日（第2・4）…午前7時20分～午後1時30分

※開所時間は、通常の保育時間と延長保育に分けられます。延長保育の利用には利用料が発生します。

◎下條保育所の保育時間

保育認定	曜日	時間
保育短時間	平日	午前8時00分～午後4時00分
	土曜日	第1,3,5 午前8時00分～午後0時30分 第2,4 午前8時00分～午後0時30分
保育標準時間	平日	午前8時00分～午後7時00分
	土曜日	第1,3,5 午前8時00分～午後6時00分 第2,4 午前8時00分～午後1時30分

◎延長保育について

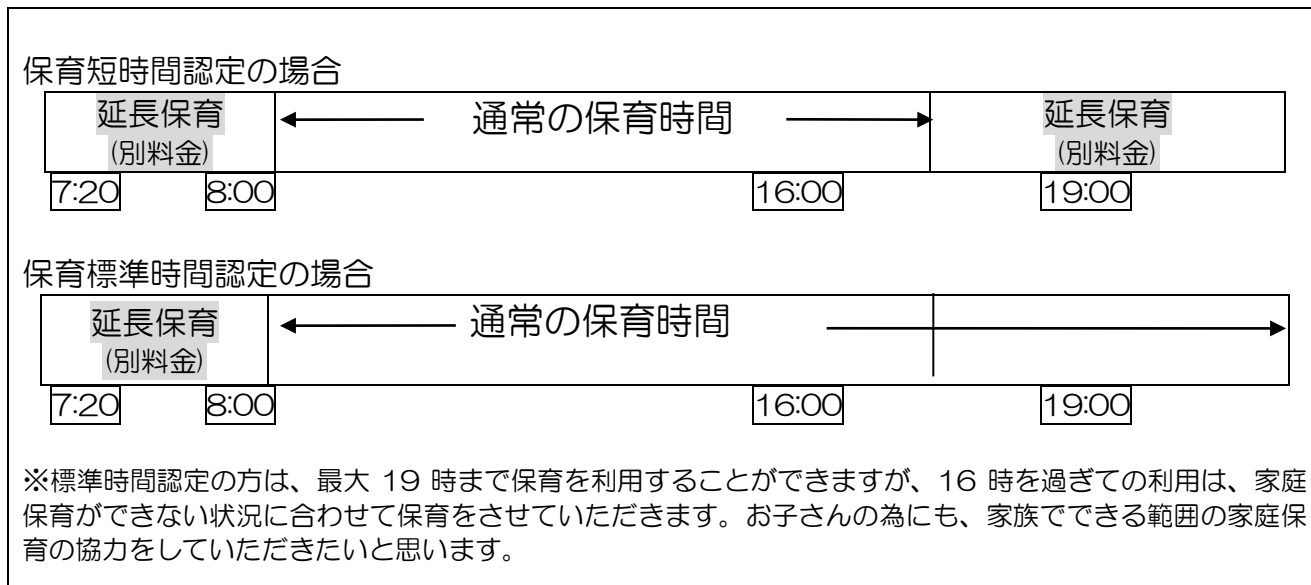
保育認定	曜日	時間	
保育短時間	平日	午前7時20分～ 午前8時00分	午後4時00分～ 午後7時00分
		第1,3,5 土曜日	
	土曜日	午前7時20分～ 午前8時00分	午後0時30分～ 午後6時00分
		第2,4 土曜日	
保育標準時間	平日	午前7時20分～午前8時00分	
	土曜日	午前7時20分～午前8時00分	

◎土曜保育・延長保育については、事前の申し込みが必要になります。

（両親の就労等で家庭保育ができない状況での保育利用になります。）

◎交代制勤務（早出遅出含む）・土曜出勤・休日が不定休の方で、延長保育・土曜保育を希望される場合は、確認のため、勤務時間が分かる勤務表の提出をお願いします。

【参考】平日の保育時間、延長保育



※延長保育料（100 円/30 分）

8. 利用者負担（保育料）について

◎3歳以上児（年少以上）の保育料について

令和元年 10 月より、法改正により全国一律で3歳以上児の幼児教育・保育の無償化を実施しています。（副食費も無料。延長保育料は別途徴収）

◎3歳未満児の保育料について

- ・利用者負担額は父母の市町村民税所得割額、保育時間に応じて算定されます。ただし、両親以外の同居家族が入所児童またはその父母・兄弟姉妹を税法上の扶養としている時は、「両親の税額+その家族の税額」によって決定されます。
- ・毎年4月と9月に利用者負担（保育料）の算定を行います。

4 月～8 月は令和 3 年度の税額、9 月～3 月は令和 4 年度の税額で利用者負担の算定を行います。4 月・9 月の算定時に、利用者負担額決定通知書を発行し、その金額に基づいて、利用者負担額を納めていただきます。

◎利用者負担の納入について

- ・利用者負担額決定通知書に基づき、口座振替により納めていただきます。
- ・来年度新たに保育所を利用になる保護者の方は、口座振替の登録をお願いします。登録には「口座振替依頼書」の提出が必要になります。保育所または、下條村役場の会計室に提出してください。

- 口座振替日は毎月25日になります（25日が土日祝日の場合は翌営業日）。
- 25日に引落しができなかった場合は、翌月5日（5日が土日祝の場合は翌営業日）に再振替をさせていただきます。預金不足とならないよう、残高の確認をお願いします。

□口座振替の可能な金融機関

八十二銀行 飯田信用金庫 JAみなみ信州 ゆうちょ銀行

10. 子育て支援について

- 子育てに関する相談を受けることができます。
いつでも結構です。お気軽にご相談ください。
- 未就園児
就園前の子供さんに月1回（7月～3月）園を開放して子どもさん、お母さん方の交流の場としています。
- 一時預かり
保護者の都合や疾病等により、緊急に保育が必要なとき、保育所に入所していないお子さんを一時的に保育所でお預かりします。（要相談）
- 統合保育
障がいをもっているお子さんも他の子ども達と一緒に生活することにより、共に育ち合いが出来る様に保育を行います。